様式第１号（第４条関係）

**田尻町農業者等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書**

令和　　年　　月　　日

（あて先）田尻町長

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒598-009泉南郡田尻町 |
| （フリガナ）氏名 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　 |
| 電話番号 |  |

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

田尻町農業者等物価高騰対策支援金の交付を受けたいので、田尻町農業者等物価高騰対策支援金交付規則第４条の規定により、次のとおり申請及び請求をします。なお、申請に当たって、この申請書兼請求書及び添付書類に記載の事項は事実に相違ないことを誓約します。また、裏面「誓約事項」の記載事項について、その内容を確認したうえで、同意します。

１　令和６年中の農業所得に係る販売金額　　　 金　　　　　　　　　　　　　円　※青色申告決算書又は収支内訳書の「販売金額」に記載された金額です。

２　令和７年度大阪府肥料価格高騰対策支援金を受けた額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 金　　　　　　　　　　　　　　円　　　　　□肥料　　　　　□飼料

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※どちらかに☑チェック

３　申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　円

４　支援金振込先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 支店名 | 分類 | 口座番号（右詰めでお書きください） |
|
| 1.農業協同組合2.銀　　　　行3.(　　　　　) | 本・支店本・支所出張所 | 1普通2当座3その他 |  |  |  |  |  |  |  |
|
| 金融機関コード |  |  |  |  | 支店コード |  |  |  |
| フリガナ |  |
| **口座名義** |  |
| **※ 口座名義が法人名または申請者と異なる場合は**、以下の欄に申請者氏名を記入してください。 |
| 上記口座に支援金を振り込んでください。　　（申請者 氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

※　この申請書は、田尻町において支給決定をした後、支援金の請求書として取り扱います。

５　添付書類（全て揃っていることを確認してください。）

（町処理欄）

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 本人の住所が確認できる書類（運転免許証（表・裏の両方）・各種健康保険証（表・裏の両方）・住民基本台帳カード（表面）・パスポート（顔写真記載ページ及び所持人記入欄）・マイナンバーカード（表面）等の写し）※いずれも申請を行う日において有効な書類に限る※法人の場合にあっては、代表者事項証明書・法人事業概況説明書等の写し |
| □ | ※令和7年度大阪府肥料価格高騰緊急対策支援金の対象となる農業者大阪府支援金の受給額がわかる通帳の写し又は対象者である事の証明書（令和6年確定申告書の農業所得が100万円以上であること）※令和7年度大阪府配合飼料価格高騰対策事業補助金の対象となる畜産農業者　大阪府配合飼料価格高騰対策事業補助金交付通知書の写し |
| □ | 振込先の通帳等の写し（表紙をめくった最初のページ※上記通帳と同様の通帳であれば不要） |

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 田尻町農業者等物価高騰対策支援金交付規則を遵守すること。 |
| ２ | 本支援金の基準日（令和７年６月１日）から申請日までの間、田尻町に住所・本店が所在していること。 |
| ３ | 申請日現在、農業を継続して行っており、今後も営農継続を図ること。 |
| ４ | 本町から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じること。申請内容の不備等を本町が指定する期限までに解消されなかったときは、支援金が不交付となる場合があることに同意すること。 |
| ５ | 農業経営体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、田尻町暴力団排除条例（平成24年田尻町条例第10号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。該当の有無に関して調査が必要となった場合には、田尻町が求める必要な情報及び資料（法人の役員名簿等）を遅滞なく提出すること。 |
| ６ | 個人情報の取り扱いに関して、本支援金の審査・交付に関する事務に限り、田尻町が調査することに同意すること。 |
| ７ | 田尻町に提出した資料等を、町が大阪府警察本部又は泉佐野警察署へ提供し、意見を聴くことに同意すること。 |
| ８ | 同一の農業者として支援金を二重に受給するなど、虚偽の申請その他不正な手段等により支援金の交付を受けたときは、交付規則第９条に基づく支援金の返還及び交付規則第10条に基づく加算金及び延滞金の支払いを行うこと。 |
| **９** | **誓約・同意（誓約及び同意がない場合は、支給が受けられません。）****□　上記１～8の該当項目全てに誓約、及び同意します。****（誓約及び同意時は、必ず☑チェック）****署　名** |

誓約事項